

平成27年白老町議会第1回定例会9月会議会議録（第4号）

平成27年9月17日（木曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 1時56分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 4号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 6号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第11 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第12 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第13 議案第13号 財産の取得について
- 第14 議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 議案第15号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）
- 第16 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 第17 報告第 7号 教育行政事業執行状況報告書（平成26年度対象）の提出について
- 第18 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
 - 認定第 1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - （1）平成26年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - （2）平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （3）平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - （4）平成26年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - （5）平成26年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
 - （6）平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - （7）平成26年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
 - （8）平成26年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

- (9) 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 - (10) 平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第 2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定について
 - 認定第 3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 - 報告第 1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
 - 報告第 2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
 - 報告第 3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
 - 第19 常任委員会所管事務調査の報告について
 - (総務文教常任委員会)
 - (産業厚生常任委員会)
 - (広報広聴常任委員会)
 - 第20 政策研究会の報告について
 - (新しい予算編成方法に関する政策研究会)
 - 第21 諸般の報告
 - (要望書等の配布)
 - 第22 閉会について
-

○会議に付した事件

- 議案第 4号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第13号 財産の取得について
- 議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第15号 平成27年度白老町一般会計補正予算(第5号)
- 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 7号 教育行政事業執行状況報告書(平成26年度対象)の提出について
- 認定第 1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

- (1) 平成26年度白老町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成26年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成26年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第 3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第 1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第 2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

常任委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

政策研究会の報告について

(新しい予算編成方法に関する政策研究会)

○出席議員（14名）

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	7番 西田祐子君
8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
10番 小西秀延君	11番 山田和子君
12番 本間広朗君	13番 前田博之君
14番 及川保君	15番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

4番 大 淵 紀 夫 君

5番 松 田 謙 吾 君

7番 西 田 祐 子 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君
副 町	長	白 崎 浩 司 君
副 町	長	岩 城 達 己 君
教 育	長	古 俣 博 之 君
総 務 課	長	大 黒 克 巳 君
財 政 課	長	安 達 義 孝 君
企 画 課	長	高 橋 裕 明 君
経 済 振 興 課	長	本 間 力 君
生 活 環 境 課	長	山 本 康 正 君
町 民 課	長	畑 田 正 明 君
上 下 水 道 課	長	田 中 春 光 君
建 設 課	長	竹 田 敏 雄 君
健 康 福 祉 課	長	長 澤 敏 博 君
高 齢 者 介 護 課	長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課	長	高 尾 利 弘 君
生 涯 学 習 課	長	武 永 真 君
子 ど も 課	長	下 河 勇 生 君
病 院 事 務	長	野 宮 淳 史 君
消 防	長	中 村 諭 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君	

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	岡 村 幸 男 君
主 査	査 増 田 宏 仁 君	

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、4番、大淵紀夫議員、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。
-

◎議会運営委員会委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありますのでこれを許可いたします。
議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

最初に追加議案についてであります。

本日、町長の提案に係るものとして、平成27年度白老町一般会計補正予算の追加議案が提出され、担当課長から説明を受けました。

次に、審議当日の配布としている議案第14号の人事に係る議案についてであります。白崎副町長から提案の説明がありました。

これらの議案はいずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対し質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。
-

◎行政報告

- 議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成27年第1回定例会9月会議の最終日にあたり、喫緊で報告すべき案件につきまして、行政報告を申し上げます。

9月10日から12日にかけての高波による被害についてであります。

台風17号の北上に伴い、10日午後から次第に波が高くなり、うねりを伴って大しけになる見込みであるとの室蘭地方気象台の予報を受け、同日午後2時15分に連絡本部を設置し、海岸沿いの監視パトロールを実施いたしました。

明けて11日午後にはさらに波が高くなり、午後3時49分に波浪警報が発表されたことから、同時刻に連絡本部を警戒本部に切りかえ、午後5時の段階では、萩野はまなす団地入居者に対し、退避を呼びかけるなど早めの避難誘導を行うとともに、萩野から竹浦地区にかけて監視班を配置し態勢を強化して警戒しておりました。その後、住家等への越波が確認されたことから、住民の安全確保を図るため、11日午後10時30分、災害対策本部を設置し、竹浦地区と虎杖浜地区に避難所を開設するとともに、午後11時40分、47世帯82名に避難勧告を発令、8世帯14名の方が避難されました。

翌12日午前4時52分に波浪警報が解除され安全が確保されたことから、午前5時に避難勧告を解除し、避難所を閉鎖した後、午前5時40分をもって災害対策本部を解散いたしました。

被害状況についてであります。人的被害はなかったものの、非住家被害8件、河川被害2河川、水産被害2件、商工被害3件が確認されているところであります。

なお、被害額につきましては、現在調査中であります。

このたびの台風の影響により被害に遭われた方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、今後とも町民の安心安全な生活のため、防災・減災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） これで、行政報告は終了いたしました。

◎議案第4号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第4号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第4号、議の4-1をお開き願います。白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月4日提出。白老町長。

白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、新条例でございますが、条文

の朗読は省略をさせていただきます、附則でございます。議の4-3をお開き下さい。この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

次に、議案説明でございます。議の4-5でございます。白老町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の制定について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号の利用は平成28年1月から開始されることから、同法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用事務及びその事務処理に係る庁内の情報連携について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。議案説明は以上でございますが、先般、議案説明会の中で前田議員よりご質問がありました件について、この場をお借りしましてお答えいたします。1点目、今回の条例にかかわって庁内の滞納の処分等、この辺や税の差し押さえとか、その関係はどのようになるのかというご質問でございます。先般の議案説明会で説明をさせていただきました別紙説明資料の中で、この法律の中の9条第1項に定められた別表第1に規定される社会保障、税、災害の分野における行政事務と、同条第2項につきましては福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務ということで、第1項に関するものについては税という言い方をしていますので、これがややもすると国税のみで、地方税は2項に定めるものだから、改めて条例の規定が必要ではないかというような質問かと思いますが、実はここの第9条第1項の法律に定められた法定事務の中に、第1項の別表第1には地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって、主務の省令で定めるものというような規定がございます、地方税法においてもこの法律の中で規定されているということでまずご理解いただきたいとします。それからもう1点、この条例の第3条、町の責務というところの、地域の特性に応じた施策という部分で具体的なものは何かと。逐条解説的なものを提出していただきたいというお話でしたので、今回別紙追加資料ということで事前にお配りをさせていただきましたが、資料につきましては実は法律の番号法の第5条の地方公共団体の責務という中におきまして同様の地方公共団体の地域の特性に応じた施策というような文言が書かれておりまして、この法をそのまま条例として受けるような形でつくっております。この中で、地方公共団体による独自の取り組みがこの番号法使って可能とされているという前提の中で、それぞれの地方がさまざまな施策を講じている中で、条例に定めそれを利用することが可能としているということになります。具体的にはどんなものかと言いますと今回うちの条例にはありませんけど、医療費の助成ですとか、そういう中で所得制限を設けている場合ですとか、そうなりますと所得情報が必要になりますので、そういったものが今回の番号法による条例に規定すればそれも連携して業務することが可能となると、こういったような内容になってございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1に定めるところによるものとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例及び規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例及び規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 町長	白老町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第27号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第28号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	白老町有一般住宅条例（平成22年条例第2号）による町有一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
1 町長	白老町乳幼児等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

3 町長	白老町有一般住宅条例による町有一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 説明ありがとうございました。2点ほどお聞きしますが、町営住宅の入居者の所得調査を税務課から証明をもらって提出してチェックします。この場合も番号法でいけば職権でそういう部分できると。所得の調査を個人番号で条例の中でできるかということも可能かということ、町の職権で町民の所得、いろんなことをすれば丸裸になりますけど、そういうこともできるのかということです。

補正予算に入るんだけど、事前にお聞きします。前回議論してわかっていますが今回の補正予算の中に情報セキュリティ強化対策業務委託料とあるのです。セキュリティとなると条例を施行した以上いろいろな情報の漏えいや流出だとか、町のそういう法的な責任がでるからこういうことをやるのか、町の責任の部分は今回提案された条例の中では関連したことが規定されているのかどうか、その辺文言が理解できませんのでその1点伺います。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 公営住宅の所得の部分についてのご質問だと思います。公営住宅そのものにつきましては国のほうの法律のほうで決められていまして、町有住宅の部分では法律の中でないということですので、今回条例の中に定めて、そのことによって所得証明等、申請だとかそういったことをできるような形になります。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） セキュリティの関係のご質問でございますが、この後追加補正で計上させていただきますけど、先般も補正予算の中でもお話しさせていただきましたが、い

わゆるマイナンバーのこないだの年金の漏えい事故に絡みまして、やはり情報が漏れるということは非常に危険なことですので、それを事前に防止するために今回改めてさらに厳しいセキュリティー対策を講じさせていただくということでご提案申し上げるわけですが、その部分は今回の町における保有する情報につきましても、限りなく100%に近い情報の漏えいを防ぐという目的もございますので、それにつきまして罰則は法令の中に十分承知をしてございませんが、かなり厳しい罰則等も規定されておりますのでそれも踏まえて本町としても、やはり厳しい対策を講じざるを得ないという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今の答弁わかりましたけど、一つの大きな法律ありますよね。そのもとで条例をつくってると思いますが、私が言うのは町がセキュリティー対策する部分は町が今回提案している条例の中で規定されているのかどうかです。町自身としての責務として。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の条例につきましてはその辺の罰則等の条文は記載してございません。これはあくまでも法律の中で全部うたっている内容でございますので、それに基づいて業務を遂行するという中身になってございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時16分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回のセキュリティー対策の部分につきましては、この番号法による特段その定めがあるわけではなく、今回国のほうからも通知がありました番号法を進めるにあたって、体制はきちっと整えなくてはならないということも別の流れの中できておりますので、特段法律の中にそのセキュリティー対策をこのようにしなければならないというものがうたわれているわけでありませし、条例の中にもその辺は規定してございません。

○議長（山本浩平君） ほか。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。庁舎内のセキュリティーの話がいま出ていました。これ単純な疑問なのですが、個人のナンバーで個人に配布されますよね。それは紛失したとか、見えなくなったとか、高齢者は特にこういうことが出てくると思うのです。そういった場合、銀行のカードの場合はすぐ紛失届を出して全部なくしてもらって新たにまた番号申請するとかそういう手法がとれるのですが、こういう個人の一つのナンバーとして国で定められて個人に配られますので、そういった場合の措置はどういうふうになるのだろうか、高齢者の方は特にそういうことを心配していると思うのですが、その辺のことはどうなるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 通知カードとか個人番号の紛失のお話だと思いますけど、国のほ

うから通知が来ているのは、例えば個人番号を紛失したという場合は国の機関としてカードをつくる場所がありまして、国から委託を受けてつくっているところなのですが、正式には地方公共団体情報システム機構というところがあります。そこが24時間体制で、もしなくなった場合はそこに連絡していただければ、情報が漏えいするような形にならないような手配をしてくれるというようなことは国のほうから情報として入ってきております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 紛失した時はカードをつくる場所があつてきちんと情報をとめてくれるってことなのですが、これはどこにあつてどういうふうな連絡方法なのか全然わかりません。もし紛失して聞かれたら、ちょっとその先が説明できないのですけども。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 申し訳ありません。具体的に言いますと24時間体制でコールセンターを設置してまして、いつ何どき失くした場合はそこに電話していただければ番号の漏えいなどの心配はないということになっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） その電話番号などはカードと一緒に個人配布されるものなのか、それとも役場なら役場の窓口があつてそこへ行って申し出て教えていただけるのか、その辺のことを教えてください。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） コールセンターの番号はどこにというのはそこまでは私どもに情報が入っていないものですから何とも言えないのですが、多分最終的にはカードに入ってくるのではないかと予想はしていますけど、はっきりしたことはまだわかりません。

○議長（山本浩平君） 実際に施行するにあたって、近づいてからは一度協議会を開くなり何かで説明が必要になると思います。今の段階でわかりませんね。

ほか、何か質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議

員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議の5-1をお開きください。議案第5号でございます。白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例。以下の改正条文第1条第2条につきましては次ページ以降の議案説明及び新旧対照表でご説明いたします。

附則でございます。この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

次ページ議の5-2をお開きください。議案説明でございます。白老町手数料徴収条例の一部改正について。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの新規交付が廃止されることから、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものである。

次に次ページ議の5-3、新旧対照表でございます。最初の新旧対照表、1条関係では第2条第19号の次に第20号として新たに通知カードの再交付手数料500円と定め、従前の第20号から第27号を1号ずつ繰り下げ、それぞれ第21号から第28号に改正するものであります。

次に、新旧対照表2条関係では、現在の住民基本台帳カードの新規交付が平成27年12月末をもって終了することから、第2条第21号の住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除し、新たに個人番号カードの再交付手数料を800円に定めるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町手数料徴収条例新旧対照表（第1条による改正関係）

改正前	改正後
（種類及び金額）	（種類及び金額）
第2条 略	第2条 略
（1）～（19） 略	（1）～（19） 略

(20) 略	(20) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料 1枚につき500円</u>
(21) 略	(21) 略
(22) 略	(22) 略
(23) 略	(23) 略
(24) 略	(24) 略
(25) 略	(25) 略
(26) 略	(26) 略
(27) 略	(27) 略
	(28) 略

白老町手数料徴収条例新旧対照表（第2条による改正関係）

改正前	改正後
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 略	第2条 略
(1)～(20) 略	(1)～(20) 略
(21) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付手数料 1枚につき600円</u>	(21) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料 1枚につき800円</u>
(22)～(28) 略	(22)～(28) 略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第6号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第6号でございます。議の6-1をお開きください。

白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

附則でございます。議の6-5をお開きください。この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3章第4節の改正規定（第24条第2項に係る部分に限る）は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案説明でございます。次ページです。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成27年10月から施行されることに伴い、本町における個人番号を含む個人情報の取り扱いに関する事並びにその開示及び訂正等の請求について必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものである。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町個人情報保護条例新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第2章 略	第1章～第2章 略
第3章 略	第3章 略
第1節～第3節 略	第1節～第3節 略
第4節 <u>是正の申出等</u> （第24条）	第4節 <u>提供先への通知</u> （第24条）
第4章～第8章 略	第4章～第8章 略

附則 略

(定義)

第2条 略

(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、マイクロフィルム及び磁気テープその他これらに記録されるもの、又は記録されたものをいう。

(2) 略

(3) 略

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

附則 略

(定義)

第2条 略

(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、マイクロフィルム及び磁気テープその他これらに記録されるもの、又は記録されたもの及び特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報をいう。

(2) 略

(3) 略

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報(保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を実施機関内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この

(1)～(4) 略

2 略

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 略

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって、開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

限りでない。

(1)～(4) 略

2 略

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 略

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士（保有特定個人情報の場合にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって、開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(自己に関する個人情報の訂正等の請求)

第21条 実施機関が保有する自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正及び中止(以下「訂正等」という。)を請求(以下「訂正請求」という。)することができる。

2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(自己に関する個人情報の訂正等の請求)

第21条 何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。

2 何人も、第7条第1項の規定による制限を超え、又は同条第2項及び第3項の規定に違反して自己に関する個人情報(自己に関する保有特定個人情報を除く。この項において同じ。)が収集されたと認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する個人情報の削除を請求することができる。

3 何人も、自己に関する保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。

(1) 第7条第1項の規定による制限を超えて収集されたととき。

(2) 第7条第2項の規定に違反して収集されたととき。

(3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第2項第3号において同じ。)に記録されているとき。

(5) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。

4 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、訂正又は削除の請求について準用する。

(利用停止の請求)

<p>(訂正請求の方法)</p> <p>第22条 <u>訂正請求をしようとする者</u> (以下「<u>訂正請求者</u>」という。) は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>訂正等</u>を求める箇所及び内容</p>	<p><u>第21条の2</u> 何人も、実施機関が第9条第1項及び第2項の規定に違反して自己に関する<u>個人情報の目的外利用若しくは外部提供をしようとし、又はしている</u>と認めるときは、<u>実施機関に対して当該自己に関する個人情報の目的外利用又は外部提供の停止</u>(以下「<u>利用停止</u>」という。)を請求することができる。</p> <p>2 何人も、自己に関する保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の利用の停止を請求することができる。</p> <p>(1) <u>第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されようとし、又は利用されたとき。</u></p> <p>(2) <u>番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u></p> <p>(3) <u>番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</u></p> <p>3 何人も、番号法第19条の規定に違反して自己に関する保有特定個人情報が提供されようとし、又は提供されていると認めるときは、<u>実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止</u>を請求することができる。</p> <p>(訂正、削除又は利用停止の請求の方法)</p> <p>第22条 <u>訂正、削除又は利用停止の請求をしようとする者</u>(以下「<u>訂正等請求者</u>」という。) は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>訂正、削除又は利用停止</u>を求める箇所及び内容</p>
--	--

(3) 略

2 訂正請求者は、実施機関に対して、当該訂正等を求める内容が事実^{に合致}することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正請求者について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正等をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報の訂正等をした上、訂正請求者に対し、当該決定の内容を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかに当該決定の内容を文書により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該文書にその理由を付記しなければならない。

4 第16条第3項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(3) 略

2 訂正等請求者は、実施機関に対して、当該訂正、削除又は利用停止を求める内容が事実^{に合致}することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正等請求者について準用する。

(訂正、削除又は利用停止の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に必要な調査を行い、訂正、削除又は利用停止の請求に係る個人情報の訂正、削除又は利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の訂正、削除又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正、削除又は利用停止をした上、訂正等請求者に対し、当該決定の内容を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の訂正、削除又は利用停止をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を文書により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該文書にその理由を付記しなければならない。

4 第16条第3項の規定は、訂正、削除又は利用停止の請求に対する決定について準用する。

5 第1項の規定により、当該請求に係る保有個人情報について訂正、削除又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該決定に係る訂正、削除又は利用停止をしなければならない。

第4節 是正の申出等

(是正の申出等)

第24条 実施機関が自己に関する個人情報を不適正に取り扱っていると認める者は、実施機関に対して、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 不適正であると認める個人情報の内容
- (3) 是正を求める内容
- (4) その他実施機関が定める事項

3 実施機関は、前項の申出書を受理したときは、遅滞なく必要な調査を行い、当該是正の申出をした者に対し、当該是正の申出に係る個人情報の取扱いを是正する旨又はしない旨を、文書により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による通知を行った後、遅滞なく当該是正の申出の内容及び処理結果を審査会に報告しなければならない。

5 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(手数料及び費用負担)

第26条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴又は訂正等若しくは是正に係る手数料については、無料とする。

2 略

6 実施機関は、第2項及び第3項の通知を行った後、必要と認めるときは、遅滞なく当該個人情報の訂正、削除又は利用停止の内容及び処理結果を審査会に報告しなければならない。

第4節 提供先への通知

(提供先への通知)

第24条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(手数料及び費用負担)

第26条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴又は訂正、削除又は利用停止に係る手数料については、無料とする。

2 略

<p>3 略 （他の法令等との調整）</p> <p>第29条 法令等に、個人情報<small>（保有特定個人情報を除く。）</small>の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正等に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。</p>	<p>3 略 （他の法令等との調整）</p> <p>第29条 法令等に、個人情報<small>（保有特定個人情報を除く。）</small>の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正、削除若しくは利用停止に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 関連でお聞きしたいと思います。この番号制で私は賛成していますので、十分にセキュリティーをしていただいて運用してほしいなと思って賛成してます。そういう立場でお聞きするんですけど、事例として私たちの年齢にもせまってくるんですけども、介護老人保健施設の関連で施設に入るときに預金が1,000万円、2,000万円あると制限を受けられるよと。ただそれは多分ケース・バイ・ケースで銀行から証明もらったりするのは、本人が添付してみるかどうかという部分であったんですけど、番号制になってそういうことになる町職員の施設職員のかわかりませんが、法律よく理解してませんから聞くんですけど、その場合、この条例や法律で極端な言い方すると地元の信用金庫の1行から残高証明書もらって出して、今、これでやると全国の銀行全部トータルされますよね。そういう例あると思います大手銀行に預金や定期にしていると、そういうふうに一連見えてしまいます。そういうものはやっぱり強制的に本来やらなきゃいけないんですけども、前回の答弁のときに利用者を考えているような処置をするような答弁があったんですけど、これをされてしまうと一つの枠の中で調べたらこうだったよと、協議の方向、こういう部分が十分に出てくると思うんですけど。そういう部分があるのか。これは町の職員が調査するのか、あるいは申し込みする施設の職員が、ここでいったら社会保障など書いてますから、そういう職権の中で個人番号で調査してこれだけの預金ありますなどやられるのかどうか、具体的にどうなんですか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今、議員のほうでご質問あった件ですけれども、今年度の制度改正があった介護保険施設の負担限度額といたしまして、ケア代と食事代の部分についての預貯金を勘案してというお話かと思っております。今このマイナンバー制度が国のほうで施行された場合についての部分ですけれども、まだ実際整備されていないのが現状です。今のところご本人の申請が原則になっておりまして、施設の職員だとか町の職員が銀行等で調査するというこ

とは現状でございません。あくまでもご本人の申告制でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。ただ国のほうもいろいろ報道を見ると、細かいことはまだこれからだと言っています。今、言った部分が将来的に何年か猶予があるかわかりませんが、そういうことは懸念もされるということは担当課としてはどうですか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 将来的に、今実際国から具体的なところは示されておられませんけれども、これが近い将来なのか遠い将来かわかりませんが、可能性としてはありえるかと思えます。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

先ほどの質疑の中の答弁が保留になっている部分があるので説明したいということで、お願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 先ほどの個人番号を紛失した場合の連絡先は、どのように周知されるのかということで確認しましたら10月に入ったら通知カードが各世帯に届きますけど、その封筒に電話番号が印刷されているというような形になってまして、このコールセンターは先ほども言いましたけど24時間365日動いているという形になってまして、実際個人番号カードですので平成28年の1月から受付開始というような状況になっています。以上でございます。

◎議案第7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾学校教育課長。

○**学校教育課長（高尾利弘君）** それでは議7-1をお開きください。

議案第7号でございます。白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

次のページ、議7-2をお開き下さい。議案説明でございます。

白老町小学校適正配置計画に基づき、社台小学校、白老小学校及び緑丘小学校の3校を統合して校名を白老小学校とし、現緑丘小学校の校舎を新校舎とすることから、本条例の一部を改正するものであります。議7-1にお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
社台小学校	白老郡白老町字社台100番地	白老小学校	白老郡白老町緑丘3丁目1番1号
白老小学校	白老郡白老町大町1丁目6番1号	萩野小学校	略
緑丘小学校	白老郡白老町緑丘3丁目1番1号	竹浦小学校	略
萩野小学校	略	虎杖小学校	略
竹浦小学校	略		
虎杖小学校	略		

○**議長（山本浩平君）** ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑のございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第8号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 議案第8号でございます。議8-1をお開きください。議案第8号白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

次のページをお開きください。附則でございます。施行期日等でございます。1、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定中白老鉄南児童クラブの項及び白老鉄北児童クラブの項を改める部分は、平成28年4月1日から施行する。2、この条例による改正後の第2条の表竹浦児童クラブの項の規定は、平成27年8月14日から適用する。

次のページの議案説明でございます。平成27年8月の竹浦小学校の移転に伴い、竹浦児童クラブは、新校舎の余裕教室での運営が可能となったことから、当該児童クラブの位置を変更するとともに、平成28年度より社台・白老地区の小学校統合に伴い鉄南児童クラブ及び鉄北児童クラブの名称及び位置を変更することから、本条例の一部を改正するものであります。また、所要の規定の整備についても併せて行うものであります。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町放課後児童クラブ条例新旧対照表

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	名 称	位 置
白老鉄南児 童クラブ	白老町大町1丁目6番1号 白老小学校内	白老第1児 童クラブ	白老町緑丘3丁目1番1号 白老小学校内
白老鉄北児 童クラブ	白老町緑丘3丁目1番1号 緑丘小学校内	白老第2児 童クラブ	白老町緑丘3丁目1番1号 白老小学校内
萩野児童ク ラブ	白老町字萩野286番地 萩野小学校内	萩野児童ク ラブ	白老町字萩野286番地 萩野小学校内
竹浦児童ク ラブ	白老町字竹浦198番地の 27 竹浦コミセン内	竹浦児童ク ラブ	白老町字竹浦198番地8 竹浦小学校内
虎杖浜児童 クラブ	白老町字虎杖浜74番地の 11	虎杖浜児童 クラブ	白老町字虎杖浜74番地1 1

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。

質疑があります方どうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。何点か伺いたいと思います。一つは、実際に行われている平成27年の8月14日から竹浦児童クラブが学校の移設によって余裕教室ができたということで、前は狭隘だったかなと捉えておりますので、移ったことで児童クラブとしての事業だとか、拡大できるといったメリット、それから新しく事業やっていくというような考えを持っていただけるかどうかということが1点。

もう1点は、白老小学校というふうになります。その中で第1児童クラブと第2児童クラブというふうに分かれておりますが、これは鉄南鉄北を分けるということではなくて一つの児童クラブの人数というのは決められているはずですので、二つ持たないと間に合わないということで二つ持たれるのかということが1点です。

もう1点は、社台小学校は今まで児童クラブがありませんでした。前に社台小学校も児童クラブをといたときに、学校としてクラブとか部活とかいろんな対応をしているので児童クラブは持たなくても十分対応できるということで持たないということだったんですが、今度白老小学校に統合になりましてスクールバスを使うようになります。そういったときに、やはり社台小学校の方たちは児童クラブには加わらないということになるのか。それとも加わった場合にそのスクールバスの関係はどのようになるのか、児童クラブを使う方は2回使えるようになるのか、その辺まで検討されているかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 新しく竹浦小学校に移動して新しい事業を行うかというご質問ですが、今まで竹浦コミセンということで若干離れたところに動くということがあったと思います。そこが小学校内にできましたので、便利になったということで、今後新しい事業何ができるか考えていきたいと考えております。

2点目、第1、第2児童クラブにした理由でございますが、現況としまして、鉄南鉄北児童クラブは合わせまして60名以上おります。基本的に40名以下が適正といわれておりますので、その中で二つのグループに分けるといふことと、現況として考えておりますのは3年生以下と4年以下というような考えです。これも今後何がいか考えていきたいと思っております。

社台小学校の部分でございますが、以前アンケートをとった中では7名程度の希望があるということがありますので、来年度になったときに、児童クラブに加入される方がいるかもしれません。ただいま児童クラブの方の考えとしましては、安全ということで基本的に保護者が迎えに来て引き渡しているという形になってますので、現況としてはその辺はまだどうするかは私のほうではそういう形で対応になります。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 3点目の関係ですけれども、現在統合準備委員会のほうでも社台のPTAの代表の方に入らせていただいて話をしているんですけども、児童クラブの帰り、児童クラブに入る人がこれから実際どれぐらいになるかということとは分からないですけども、現在児童クラブはご存じのとおり親御さんが送迎するという形をとっておりまして、その中で直接社台の父兄の方から、帰り送ってくれということは今のところないです。逆に遊び場、帰らないで遊んでもいいところはないのか、という要望はあるんですけども、そういうことで今のところ親御さんが送迎ということの基本原則にしたいということで考えております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございますかどうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9号、議案第9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 議の9-1をお開きください。議案第9号白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。次のページをお開きください。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1号の規定により町議会議員として在任している委員の当該議員としての任期中にあっては、この条例による改正後の第3条の規定は適用せず、この条例による改正前の第3条の規定は、なおその効力を有する。

次のページの議案説明であります。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部改正に伴い、会長及び委員の要件に係る規定が削除されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町青少年問題協議会条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>（委員）</p> <p>第3条 <u>協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1） <u>町議会議員</u> 1名</p> <p>（2） <u>関係行政機関の職員</u> 2名</p> <p>（3） <u>知識経験者</u> 8名</p> <p>2 略</p>	<p>（委員）</p> <p>第3条 <u>協議会は、委員12名以内をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。</u></p> <p>（1） <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>（2） <u>学識経験者</u></p>

<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会の会長は、<u>法第3条第2項の規定に基づき</u>、町長をもって充てる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(3) <u>前2号のほか、町長が特に必要と認める者</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会の会長は、町長をもって充てる。</p> <p>2～4 略</p>
---	---

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑ございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第10号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第10号、議の10-1でございます。北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

平成27年9月4日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第

1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第 1（第 2 条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）別表第 2（第 3 条関係）1 から 7 の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第 2（第 3 条関係）9 の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。構成団体について、6 団体の脱退と 1 団体の加入に伴う北海道市町村総合事務組合規約別表第 1 の変更並びに共同処理する第 1 項から第 7 項までの事務について、5 団体の脱退と 18 団体の加入及び共同処理する第 9 項の事務について、6 団体の脱退と 1 団体の加入に伴う同規約別表第 2 の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決します。

議案第 10 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第 11、議案第 11 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第 11 号、議 11-1 でございます。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当

組合規約を次のとおり変更する。

平成27年9月4日提出。白老町長。

附則でございます。

附 則

(施行期日)

1 この項規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とかち広域消防事務組合」を加える改正規定除く。）は、平成28年4月1日から施行する。次のページでございます。

(規約の左横書き)

2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合規約は、左横書きに改める。この場合において漢数字は、固有名詞の全部または一部をなす場合または熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表および別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

次のページ、議案説明でございます。道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日解散により脱退し、新たにとかち広域消防事務組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散により脱退することに伴い、本規約別表を変更すること及び本規約を左横書きに改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑あります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の
変更について

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第12 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第12号、議の12-1でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成27年9月4日提出。白老町長。

附則でございます。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約第1条の整備、また、道央地区環境衛生組合及び南渡青少年指導センター組合の脱退に伴い、規約別表第1を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第13号 財産の取得についてを議題に供します。
提案の説明を求めます。

高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） それでは議13-1をお開きください。議案第13号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

1、取得する財産、(物品)、品名、スクールバス、台数1台。

2、取得予定金額、1,976万6,000円。

3、取得の目的、統合後の小学校への安全な通学環境の整備。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、登別市栄町1丁目15-5。北海道日野自動車株式会社室蘭支店、支店長松岡眞史。

裏面、議13-2議案説明でございます。財産(物品)を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方どうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） いつもの説明でしたら指名業者等の説明なんですけど、なかったということは随意契約という解釈でよろしでしょうか。

○議長（山本浩平君） 議案説明会の際にございました。3社ほど、いすゞ、日野、三菱ふそうとやっております。よろしいですか。

ほか質疑ございます方どうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） スクールバス購入されたんですけども、これは新たに統廃合することによって安全な通学環境の整備ということなんですけど、運行する運転手さんとかはどんなふうになっているのか、それについて伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） こちらは委託契約になりますので、まだ正式ではないですけども今白翔中学校で出しているスクールバスについては白老観光バスで出しているということで、実際には入札になると思うんですけどもそういう形でございます。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございます方どうぞ。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第13号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
それではここで暫時休憩をいたします。
休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第14、議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。
提案理由の説明を求めます。
白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 本日配付の議案第14号です。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。
白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。
平成27年9月17日提出。白老町長。

記の欄。住所、白老郡白老町栄町3丁目2番31号。氏名、上坊寺博之氏。生年月日、昭和26年8月31日生まれ、64歳です。次のページ。履歴調書ですけれども、記載の学歴、職歴、1番下の団体歴については朗読を省略いたします。なお、公職歴につきましては平成24年10月から今回提案してございます白老町固定資産評価審査委員会の委員になっておりまして、現在継続しております。

議案説明です。白老町固定資産評価審査委員会委員として、上坊寺博之氏を選任したいので、

地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意の求めるものでございます。なお、委員の定数は3名でありそのうち1名がこのたび任期満了となるということで今回選任をお願いするものでございます。また、この固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の申し出に対して審議決定する機関でございますけれども、白老町の実績としては不服の申し出の実績はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第15号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第15号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第15号でございます。平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,986万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,365万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年9月17日提出。白老町長。

次に、2ページ3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

4 ページ 5 ページをお開きください。「第 2 表 債務負担行為補正」。

追加、事項、北海道市町村備荒資金組合からの情報システム等購入年賦金。期間、平成28年度から平成31年度。限度額は1,055万7,000円でございます。

歳出のほうでご説明いたしますが、番号制度導入に伴いまして情報セキュリティ強化をするためにパソコン55台を購入するものでございます。備荒資金組合の資金を活用いたしますのでございます。27年度の計上額負担額は2万1,367円となっております。5カ年の債務負担になります。

次に、歳出でございますが8ページ9ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費、番号制度導入事業992万円の増額補正でございます。役務費として基幹系サーバーの分離を行うための手数料21万6,000円、委託料として情報セキュリティ強化対策業務委託料、業務内容につきましては情報基幹係を切り離し設計分離、設計変更、配線等を行うことによりセキュリティ強化を図るものでございます。備品購入は71万8,000円でございますが、先ほどご説明したとおり債務負担行為で備荒資金組合資金を活用して端末パソコン55台を購入するものが本年度負担としては2万1,367円、ほかサーバー1台69万6,600円、計71万8,000円の計上でございます。この財源につきましては全額一般財源でございます。

次に4款環境衛生費、3項2目塵芥処理費はバイオマス燃料化施設管理運営経費4,994万5,000円の増額補正でございます。委託料として、これは6月に火災のあった施設について復旧をする経費でございますが、委託料は機能向上として警備業務を行うものでございまして、火災報知機、侵入防止のための経費でございます。50万8,000円の計上でございます。

次に、工事請負費は火災の施設復旧のための冷却装置、排気ダクト、ベルトコンベヤーの現状復帰を行うための経費として4,682万7,000円の計上、その他機能向上のためのスプリンクラーの設置261万円を計上するもの、合わせて4,943万7,000円の計上でございます。財源につきましては火災以降減産している財産収入494万1,000円の減、諸収入としては火災保険料5,182万6,000円、一般財源302万円の財源となっております。

次に、歳入の説明でございますが6ページ7ページをお開きください。

17款財産収入、2項3目生産物売払収入、バイオマス固形燃料売払収入。歳出で説明したとおり6月から減産してる部分、当初1,700トンを見込んでおりましたが、減産部分875トン分が減産されますので、そのトン当たり5,940円で490万1,000円の減額となります。

次に、20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金。このたびの5号補正の財源として繰越金を充当するものでございます。4号補正までの繰越金の留保財源が7,097万5,000円ありましたので、このたびの1,294万円を充当することにより繰越金の留保額は5,803万5,000円になります。

次に、21款諸収入でございます。5項5目雑入。火災保険損害保険料5,182万6,000円が保険会社より収入を見込まれます。以上のとおり説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） ただいま財政課長のほうからご説明のありました、番号制度導入事業につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。現在住民基本台帳、住民情報を扱う基幹系というネットワークと、それから情報系インターネットを使うネットワークが現在混在している状況になってございまして、これを物理的に分ける作業ということになります。これは、簡単に申しますと線を2本ひいて別々にするという作業でございまして、これにつきましては、役場庁舎のほかいきいき4・6、白老コミセン、教育委員会のところも実際行う予定としております。それから、パソコンの購入台数55台ということではございまして、これにつきましては、住民情報を扱うシステム担当者55名分のパソコンを購入する予定でございまして、実際の運用方法としましては、住民情報担当者の机の上にはまず住基用のパソコン1台とインターネット用のパソコン1台それぞれ2台を置く形になります。モニター、キーボードは1台にしまして手元で画面を切りかえるスイッチをつけまして、そこで切りかえて使用するというところで考えてございまして、なお、日程でございましてこの配線の分離作業につきましては10月5日までに行うということではしております。また、パソコンの導入も含めた運用につきましては年内を考えてございまして、先ほど議案第4号の番号条例の中で、前田議員のほうからご質問がありましたセキュリティー対策の根拠につきまして私のほうで、法律あるいは条例のほうではこの辺の行わなくてはならないという具体的な規定はないよというご説明をさせていただきましたが、番号法の中で秘密の管理ですとか、特定個人情報の保護というものが規定されておまして、国は特定個人情報保護委員会というものを設置して、地方公共団体に対して個人情報の監視指導を行うという規定がございまして、この委員会において策定されたガイドラインに基づきまして、地方公共団体において講ずべき安全措置が中身が示されておりますのでこの安全措置を満たすために、庁内の情報セキュリティーの強化を図るということで考えてございまして、追加で説明をさせていただきました。以上です。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 2点質問したいと思っております。9ページの番号制度のパソコンの導入です。職員に配置するよということで前回の議会もいろいろ議論されてますし、賛否も分かれています。職員にそれぞれ2台配置するとありますけど、戸籍の窓口はほとんど臨時職員です。臨時職員がどうかという意味ではなく、身分として。これは本当に守秘義務だとか辞めたあとどうだとか、職員にはルール化されてそれが身についているんだけど、臨時職員にはこういう部分はただ配置して仕事やらせるのですか。そういう部分の守秘義務とか、公務員として守らなければならない法令で規定される部分については、臨時職員にも適用になると思うけども、その後のそういう身分処置や辞めたあとの関係はどうなっていくのか、その辺どういう形で、ただ口頭ではだめだと思うんですよ、これからは。そういう部分が規定とかそういうことで済まされるのかどうか、その辺お聞きします。

次に、バイオマス燃料化です。私もこれはずっと議論してきましたので、ここでまた大きな形で議論はしません。別の形で議論させていただくのですが、先日の一般質問の松田議員が結論的にいろいろな議論の前提の上でやめたらと、こう言っていました。私も過去にもそういうこといつてきました。しかし、これは初耳なのか私たちも聞いてなかったんですよ。やめるべきだと。では国の補助金を戻さなきゃだめだとか、起債どうだとかいったんですけど、それは今まで議論してきているから置きます。その質問の中で確認しますが副町長は、国との協議で3年間の試験的期間をもって方向性を見きわめなければならないからやめないと。そして28、29、30年あるいは27、28、29年か、3年間はやらなきゃいけないからやめれないといったのです。これ私は初めてですよ、これまで我々いろいろ議論してきたけど初めて松田議員の時に出了た答弁です。過去に説明がないのです。これらの経緯を具体的に、どういう試験的に、どれだけの数量が決められてこうなさいよと、国とどういう協議結果でこういう処理方法になったのか、具体的に国の交渉、協議事項も含めて、多分それは公ですから。メモであってもちゃんと復命されてると思いますので、そういうことで私は初めて聞く答弁だったのです。その具体性をもう一度確認し具体的に説明を願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 番号制度導入事業についてのご質問でございますが、今回の55台のパソコンの配置につきましては、職員のほか臨時職員も考えでございます。これにつきましては、今回改めて臨時職員にということではなく、今までも住民情報につきましては臨時職員も職員と同様の業務やっていた中で実際使っております。臨時職員の扱いでございますけども、これは地方公務員と同様、もちろん守秘義務がございますし、任用の中できちっとこの辺秘密を漏らしてはいけないというような趣旨のお話はさせていただいております。ただ、今後その辞めたときの部分につきましては、その辺は理解していただいていると思うんですけど文書等のやりとりをしておりますので、その辺については今後対応させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） バイオマスのご質問です。一般質問等々、先般のお話の中で私のほうから3年間試験期間だよというようなお話をさせていただきました。今のご質問は、そのことについては初めて聞くというお話でしたが、私としては事前に、正確な日にちまでは押えてませんが26年度5月の13、14日に住民説明会をやりましたが、その前段で各議員さんのところに説明に私もお伺いしました。その中に国との経過を説明さしてもらいました。協議の中身としては、国としては前回言いましたように補助金だとか、起債だというのは今やめれば一括返還だよというようなことは明確に言われているという中で、国のほうとしては、今、廃止するというのではなく規模を縮小、まず経費のかからない方法で縮小するということを知ると。ただ、それは3年間新たな方向性といいますか、施設の運用の仕方ということで3年間試験期間ということで対応しなさいというようなお話がありました。私ども各議員さんのところにお伺いしたときに説明したのは、この部分は説明してあります。住民説明会で資料を配布し

てますけども、今後の方向性というような中ではこの部分を取り組み項目ということで4点ほど記載して住民に説明をしてるのですけれども、その中の3点目に財政健全化プランの最初の見直しである28年度までの3年間、調査研究期間は3年間だよというような説明をしています。今、とっさに議会の全員協議会、本会議、一般質問等々でこの部分を本会議の中で説明したかどうかというのはちょっと定かではないですけども、前段の中で各議員さんの説明の中ではこの28年度3年間試験ということは説明してまわったと記憶をしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） パソコンの関係はこれまでの部分は住民基本台帳で大した件数もなかったからいいんですけど、私が言っているのは今回の番号制度の部分も含めて懸念して話してるんです。これはかなりの町民の関心もあるし、非常に大きな問題だと思うのでその辺の意識の問題です。ただ、そういう話しているから臨時職員でもいいと言っているんだけど、本当にこれは大きな問題が生じる可能性もなきにしもあらずで、本当にこれを臨時職員にやらせてもいいのか本当に疑問感じるんです。これから問題になったときに、その辺の認識だけしておきます。

バイオマスについては説明したと言ってるのですから、先ほどの話じゃないですけど失念したのかどうかかわからないんですけど、私が記憶しているのは他の議員から聞いたんだけど、補助金を返せないのは国がだめだよといってるからやめることできないんだよということで、この3年間に試験期間をもって見きわめるという具体的な部分についてはあまりなかったのかなと思うんです。3年間縮小してどの程度が縮小の範囲なのか、今言ってる約8,000万円出したのが縮小の程度なのか。私は言ったことがあります。和歌山県の町の例を言って本当にやっているかどうかかわからないという程度やっているんです。ほとんどやってない。それでも国は認めてるんです。一応8,000万円出しているし、その辺どうだということ言ったんだけど。その時はっきり答弁してなかったはずなんです。それで今回3年間の試験期間をもって方向性を出しますとはっきり言われたものだからあっと思って、ここで議論しても、28年まで3年間ですね、それから議論しないといけないということなんです。2、3議員に聞いたんだけど、あれっということだったから確認したんです。国との協議で3年間の試験期間をもって方向性を見きわめる。これは国からこういう形で町としての方向性はそうだとということで理解していいですね。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほど言いましたけども、各議員のところに回った時にお話をしました。こういう場所です。全員協議会とかこう、ちょっと調べないと私も今の時点では自信がないのですがそういう説明をさせてもらいました。それと先ほどとちょっと重複しますが、住民説明会の配付資料の中にはこれも入れて説明しているということで、前段の国の話は重複しますが、白老町さんどうなのという中では廃止するという考えなら全部戻してもらおうよと。そうならないから縮小ということは国としても認めますよと。その間、調査研究をなさいよというようなことだったので、そういう方法に決定したということで、そのことについて説明をさせてもらったというふうに思ってますし、定かではないですけども、そういうような

ご質問に対しては3年というのを今までも口に出したというふうに押さえております。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 番号制度の関係でございますが、今回マイナンバーの関係で議員の皆様にもいろいろと議論させていただいておりますけど、マイナンバーのみならず役場のいろいろな情報、業務で知り得た情報というのは職員もちろん臨時職員も漏らしてはならないということになっておりまして、それにつきましては実際に住民情報を扱う業務というのは、役場内でもかなり多い業務でありまして、なかなか職員だけでは手が回らなくて臨時職員にもやっていただいているのが今までも同様、今後もやっていただかなければならない状況になっておりますのでそれにつきましては、さらなるセキュリティー対策も含めてこの辺の周知徹底をきちっと図っていききたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） はい、松田です。今の関連してちょっとお話聞きたいんですが、私もこの話は初めて聞いたし、それはそれとして今ご説明でわかりました。ただこの工事が4,994万5,000円あと3万5,000円で5,000万円です。5,000万円になると、議会の議決事項だから議会に出ていろんな形で議論もできるんですけども、この3万5,000円このところまで何か意図的にやったような気がしてならないのです。はっきり言うけども。それから、この金額をはじいたのは誰ですか。町ですか、クボタですか、誰がはじいたのかこのところをお聞きしたい。

それからもう一つ、この工事を誰がやるのかわかりませんが、プロポーザル方式だか何だかでクボタがやるんだと。こういうことでやりました。補修工事を保険によってやるのですが、この工事指名入札でやるかどうなにかわかりませんが、どのような方法でやるのかとお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、さっき言ったあと3万5,000円で5,000万円になる議会議決事項なんですが、ここでとまった理由は何ですか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 金額的なお話でさせていただきますと、災害復旧工事ということで4,682万6,640円、機能改善ということでスプリンクラーのほうで261万円、二つ合わせてその金額になっています。あくまでも本当に意図的に5,000万円という話はございません。見積りをいただいた中でそちらのほう参考にした中で町が最終的に積算をして金額を出しています。それから見積もりといたしますか、参考として見積もりをいただいた業者、これは保険会社が基本的に査定といたしますか対象とするところの見積もりをとって積算するものですから、リカバリープロという災害復旧のプロといたしますか、全国的にやっている会社、こちらのほうの見積りをもとに今回の工事費を積算してございます。

入札の関係でございますけども、こちらに関しては特に今のところ今回補正予算を上程させていただいて、最終的には契約等審議会等を通じた中で入札の仕方等については決定をしていくものというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） わかりました。ただこの機種はクボエモンといってクボタが独自でつくった機械です。全国展開されているかどうかわかりませんが、少なくともクボタのつくった機械です。クボタが発明したというか。その機械は他の業者はできないと思います。クボエモンを直すのですから。それであれば当然クボタになるわけです。私はクボタがあのような形で撤退してクボタの責任はないというから、町にご迷惑かけたかどうかわかりません。クボタはかけてないと思っているんです。しかしクボエモンですから、クボタが直さなければ業者がない訳です。それを保険会社が査定をして金額を決めたというのは、どうやって決めるのですか、このクボエモンの機械の査定を。クボタが絡まないといけないでしょう。その辺きちっとやらなかったら、結果的には不信感を持つだけです。議会に出るものを3万5,000円で抑えるだけです。むしろ3万5,000円を上乗せして議会できちっと議論できるような仕組みを持ったほうが疑惑を持たれません。その辺きちっとしておかないと。先般も役場内の検討委員会が出て決めたようだけでも、私は言いましたクボタに聞けば3日で原因がわかると。その原因を保険会社が来てどうやって決めたのですか、このクボエモンの見積りを。その辺明らかにしてください。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 工事関係になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。松田議員が言われましたクボタの部分ですけども、クボタとしては高圧処理機に対する特許的なものは持っていますので、そこの部分の修理に関してはクボタでないとできないという部分でございます。今回の火災の部分につきましては冷却装置だとかベルトコンベヤーなので、クボタが特許や特殊な能力を持っているそういった部分ではないので、クボタ以外の業者さんでもそこの部分の工事はできるという判断をさせてもらっています。いわゆる高温高圧処理機クボエモンではないので、そこの部分については他の業者でもできるという判断をさせてもらいました。以上です。

○議長（山本浩平君） 保険会社がどういった業者と話し合っただけで算定したのか、もしわかれば説明していただいたほうがいいと思います。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 先ほどの保険会社の査定の関係でございますが、基本的には復旧という形で経費をかけないような形で、保険会社としては当然機能等に問題がなければ自分が保険会社のほうに実績があるところに見積もりを出して、そちらのほうの見積もりが適正なものであればそれをもとに保険の査定金額を積算するという形になりますので、こちら側の意図というのではなく保険会社の最終的なそういった制度等もございますので、それによって今回そういったところに依頼をして積算が出てきたものというふうにご覧いただいております。保険会社が頼んだところについては会社のほうからリカバリープロのほうに直接頼んで、会社同士の関係でそこが実績等があつて今までの実績等を見きわめた中で問題がないということで、いろんな工場なども全国的にやっているということで、保険会社のほうから直接頼んでそちらのほうで積算を出すという形になってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 何を言っても、ああ言えばこう言うで勝てないんだけど、ただベルトコンベアーはクボエモンでないから、どこの業者でもできるとこういう答弁でありましたけれども、クボタはこの工事の入札には入らないで、よその業者がしたら自由に公募してやるという方法でやるんですか、それだけ聞いております。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 今回の火災の工事の関係ですけれども、今現在どこの業者をとということで、こことこことここというふうにして入札をします、というような方向性はまだ決まっていません。今回クボタが入るか入らないかも今の時点でははっきりしませんので、今後の中でクボタを入れるのか、入らないのかは今後の動きになると思います。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第16、報告第6号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑がございませんので報告第6号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第7号 教育行政事業執行状況報告書（平成26年度対象）の
提出について

○議長（山本浩平君） 日程第17、報告第7号 教育行政事業執行状況報告書（平成26年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を、教育委員長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑がございませんので報告第7号は、これをもって報告済みといたします。ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後1時00分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（山本浩平君） 日程第18、認定第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上6議案を一括議題に供します。

この件については、9月10日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長報告を求めます。

決算審査特別委員会小西秀延委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（小西秀延君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

記、1、付託議案。

（1）認定第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

（2）認定第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定について。

（3）認定第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

（4）報告第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

- (5) 報告第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
- (6) 報告第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

2、審査の経過。

平成27年9月8日再開の白老町議会第1回定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月14日、15日及び16日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

(1) 認定第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

- ①、平成26年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- ②、平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ③、平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- ④、平成26年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑤、平成26年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算。
- ⑥、平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑦、平成26年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑧、平成26年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑨、平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑩、平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも、認定すべきものと決定。

(2) 認定第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(3) 認定第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(4) 報告第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。報告済みとすべきものと決定。

(5) 報告第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。報告済みとすべきものと決定。

(6) 報告第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告済みとすべきものと決定。

○議長（山本浩平君） ただいま、決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告について、何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次、討論、採決を行うわけですが、この際お諮りいたします。すでに、決算審査特別委員会において、議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し

直ちに議案ごとの採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきたいと思います。

認定第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（山本浩平君） 認定第3 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（山本浩平君） 次に、報告第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について以上、3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号は一括して委員長報告のとおり決定をいたしました。

◎各常任委員会の所管事務調査について

○議長（山本浩平君） 日程第19、常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 所管事務調査結果の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、地域の防災計画について。2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果及び意見、本委員会は、担当課より「地域防災計画」について調査を行い、連携する「避難行動要支援者避難支援計画」についても併せて説明を受けたので、その結果を下記のとおり報告する。

(1)、地域防災計画とは、災害対策基本法の規定に基づく国・道などの防災関係機関で構成する白老町防災会議が作成する災害対策全般に関する計画で、風水害、地震・津波などから町民の生命、身体及び財産を保護し、災害の予防、被害の軽減、応急対策及び復旧に関する防災活動について、防災関係機関や町民がみずから適切に実施するための事項を定めている。

(2)、町民の備えと対策について。①、平常時の備え。ア、防災マップを活用し避難方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認。イ、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常時持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備。ウ、隣近所との相互関係の形成。エ、災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握。オ、防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。カ、配慮者への配慮。キ、自主防災組織の結成。

②、町民への周知と方法。ア、災害情報を町は下記の事項について防災行政無線、緊急速報メール、広報車、町ホームページ、報道機関などを通じ災害情報伝達する（避難準備情報、避難勧告、避難指示、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報など）。イ 広報での周知（6月実施）。ウ 本編、資料編、概要版を町ホームページで公表。

(3)、関係マニュアル・計画の策定について。①、避難所運営マニュアル。②、職員初動マニュアル。③、業務継続計画（BCP）。④、白老町地域防災計画の修正。これらのマニュアル等は今年度中に作成することとしている。

(4)、土砂災害対策。①、土砂災害マップの作成配布（10月配布予定）。若草地区、桜ヶ丘運動公園地区、ポロト地区を作成中で、作成後説明会を実施し配布する。

②、土砂災害危険箇所への対応（80数箇所 道の調査未実施）。道による基礎調査未実施箇所の町内会を対象に住民説明会を実施予定。

(5)、全町一斉津波避難訓練の実施。平成24年度59町内会2,506人、10団体等174人、合計2,680人。平成25年度45町内会1,339人、54団体等2,442人、合計3,781人。平成26年度60町内会1,723人31団体等339人合計2,062人。

(6)、災害時備蓄品の整備。①、平成26年から平成28年の3カ年計画まで。②、避難者数の設定11,000人（津波避難計画）。③、備蓄品目。食料、生活必需品、資機材（乳幼児、高齢者、女

性に配慮)。④、備蓄数量。食料1万1,000人掛ける6食で6万6,000食(町はこのうち1割を備蓄)。水1万1,000人掛ける6リットルで6万6,000リットル(同上)。避難所運営検討会で協議し今年度より分散備蓄を開始予定。

(7)、食育防災センターの防災に関する運用指針の作成。①、非常時における避難者への炊き出しの実施。②、平常時における防災講習会等の実施。

(8)、その他。①、災害対策用ベストの貸与(災害時対応職員の明確化)。②、特設公衆電話の配備(避難者の通信手段の確保 22施設に配備)。

(1) 白老町避難行動要支援者避難支援計画とは、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の実効性のある避難支援がなされるというようにするため、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。この計画は、災害が発生したときに1人でも多くの避難行動要支援者の生命を守るため、災害時の支援体制を定めることを目的としている。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成。避難行動要支援者の名簿の作成にあたって下記に記載の範囲としている。①、介護認定において、要介護3以上の認定を受けている方。②、身体障害者手帳の所有者で障害の程度が1級・2級の方。③、療育手帳Aの方。④、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方。⑤、その他災害時の支援が必要と認められるもの。

(3)、避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供。平常時から情報提供の同意をいただいている方については、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、町内会などの避難支援等関係者に情報提供する。ただし、本人の同意が得られていない場合は提供しない。なお、災害が発生したまたは発生する恐れのある場合は、本人の同意が得られない場合でも避難支援実施に必要な範囲で名簿の提供ができる。

(4)、災害時における名簿の活用。避難行動要支援者の避難支援は、原則として名簿情報に基づき支援を行うこととなり、支援者本人や家族等の生命を守ることが大前提で可能な範囲で行うこととなります。また、平常時から情報提供に同意されていない方についても、可能な範囲で関係機関に協力を求めることとなる。

(5)、個別計画の策定。①、避難支援関係者と連携した計画の策定。民生委員、社会福祉協議会、町内会、社会福祉事業者等と協力・連携し、一人ひとりの個別計画の策定を進めている。②具体的な支援方法に関する調整。個別計画策定にあたって、町や避難支援等関係者間で情報が共有できるよう、避難行動要支援者名簿に加え、次の情報を記載する。ア、災害時に避難支援を行う方。イ、避難支援を行うときの留意点。ウ、避難支援の方法・避難場所・避難経路。エ、本人が不在で連絡がとれないときの対応方法。

(6)、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組み合わせ。避難行動要支援者と避難支援等関係者の組み合わせについては、地域の実情を踏まえつつ、次の点を考慮して町と関係者が連携し調整する。①、一人ひとりを避難行動要支援者にできる限り複数の避難支援等関係者が補完しながら避難支援に当たる。②、一人の避難支援等関係者に集中しないよう年齢や特性を配慮して適切な役割配分を行う。

(7)、避難行動支援に係る共助力の向上。関係機関等による連絡会議の設置、要配慮者や避難支援等関係者に対する研修の実施、日ごろから避難行動要支援者を見守る地域づくり、災害発生時に協力していただく民間団体などとの連携、防災訓練の実施など。

8、委員会の意見。白老町地域防災計画は防災に対する新たな考えを導入。最大クラスの津波を想定して、災害時の被害を最小化する減災の考え方に立ち、その対策を計画に取り入れている。また、財政が厳しい中ではあるが、計画的に災害時の備蓄の整備に取り組み、避難所運営マニュアルの作成や職員の初動マニュアルの策定、業務継続計画等は、現在における取り組み姿勢は評価ができる。そして、当委員会からの要望でもあった、災害時に職員を明確に識別できる災害対策用ベストの貸与など、防災にとって有効なものである。しかし本計画の改訂は平成12年から行われておらず、国・道・各市町村と比較すれば対応が遅過ぎると言わざるをえない。今回の改訂は東日本大震災も要因にあるが、日ごろから町民の安心・安全のためには、適宜、改訂が必要であると考えます。

次に、白老町避難行動要支援者避難支援計画では、要支援者の把握が最大の課題であると考えます。避難行動要支援者名簿の作成が必要不可欠であり、さらにその内容も詳細なものにしていかなければ、非常時における即時対応が不可能となる。また、名簿作成には同意が必要とされているが名簿の重要性を町民に深く理解してもらう必要がある。非常時には要支援者が同意していない場合も可能な範囲で関係機関の協力を求めることになっているが、平常時から名簿作成に同意していただく努力が必要である。これらのことに配慮し、個別計画を策定することになるが、町や避難支援等関係者間で情報が共有できるよう早急な対応が必要であると判断する。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 続きまして、産業厚生常任委員会、西田祐子委員長お願いいたします。
〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項 町立病院の現状について。2、調査の方法、3、調査の日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。

7、調査結果及び意見。町立病院については、平成8年から行政改革大綱の策定が進められた第3次行政改革以降、病院経営の健全化や改築等の方向性について、議会も含めて議論を重ねられてきたが、平成25年6月に町長の私的諮問機関「財政健全化外部有識者検討委員会」から「原則廃止」との答申が出されたのを受け、同年9月の定例会において、町長みずからもこのままの経営状態では原則廃止との意向を表明し、策定が進められていた財政健全化プランにおいて、「病院経営改善計画」に基づく経営改善に取り組み、その結果を見きわめながらその後の方針を決定するとされた。一方、原則廃止の意向に対し町民による存続を求める活動が拡がりを見せ、存続を求める署名は4,621筆に達し、有志により「町立病院を守る友の会」が設立さ

れるなど、町民による運動が大きくなるとなった。議会においても、「財政健全化に関する調査特別委員会」において、白老町における医療のあり方、方向性についての議論を重ねた。その後、平成26年8月の全員協議会において、「病院経営改善計画」に基づく経営改善が図られたこと、救急、小児、回復期医療などの診療体制を確保する必要があること、町立病院が担う役割があることなどに加え、「町立病院を守る友の会」をはじめとした町民や議会の意見を踏まえた町長の総合的な政策判断として、病院経営の継続及びできるだけ早期に改築を実現するよう改築基本方針の策定が表明された。

本委員会では、所管事務調査として、町立病院の現状、経営状況等の説明を受けた後、施設の現況調査及び院長との懇談を行ったので結果を報告する。

(1)、町立病院の事業の沿革・概要。白老町立病院は昭和25年4月に白老村立国民健康保険診療所として開設され、昭和26年6月に国民健康保険法に基づく保健事業として内科・外科・産婦人科の3診療科による認可を取得し、事業が開始された。昭和41年11月に現在地に新築移転し、地上3階地下1階の鉄筋コンクリート造、建築面積4,058.48平米、内科・外科・小児科・産婦人科の4診療科、許可病床100床により診療を開始した。平成21年4月に許可病床58条(稼働病床50床)、診療科目を内科・外科・小児科・放射線科の4診療科にするとともに、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(29床)を開設し、現在に至っている。なお平成27年4月1日現在の病院の概要、職員数等については別表(表1 病院の概要)、(表2 職員の配置状況)のとおりである。

(2)、町立病院の経営状況。昭和50年代までは一般会計からの繰出金を受けつつも、累積赤字を発生させることなく病院経営を行ってきたが、医業収支の低迷から昭和63年度決算において初めて累積欠損金7,800万円が発生し、以降、ピークである平成19年の15億2,000万円まで増加を続けた。その後、平成20年の公立病院特例債の発行や一般会計からの繰出金の増、近年の経営状況の改善により9億3,200万円まで減少しているものの、いまだ累積欠損金の解消には至っていない。また、流動負債と流動資産との差額である不良債務額は、平成19年度決算ではピークとなる6億900万円まで達したが、平成20年度に公立病院特例債4億5,000万円を発行し不良債務額を解消して以降は、不良債務額は発生していない。本業である医業収支は改善傾向にありつつも、外来患者数、入院患者数の低迷により、平成26年度決算見込みにおいて依然として2億6,000万円程度の赤字が発生しており、病院経営については今後も改善の余地がある。

(3)、病院経営改善計画。町立病院では、患者の減少や医療費の抑制などによる収益構造の悪化により、一般会計からの多額の繰入金によって経営が成り立っている現状を改善すべく、猪原院長のもと、平成25年9月に「白老町立国民健康保険病院経営改善計画」を策定した。本計画においては、「患者さんに来院していただく病院づくり」、「来院していただいた患者さんに安心していただく病院づくり」、「安定した経営につとめる病院づくり」を基本方針とし、患者数や収支改善の具体的な目標数値を掲げて、院長を先頭に職員全員が一丸となって、自助努力による医業収益改善に向けた取り組みを実施している。平成26年度決算見込みの数値においては、一部の数値を除き、おおむね計画目標値に達しており、取り組みの効果が認められる。平成26

年度決算見込みにおける収支改善計画に基づく各数値は別表(表3 患者数の動向)、(表4 主要財政指標)、(表5 収支計画進捗状況)のとおりである。

(4)、施設の現況。現在地に建設移転してから50年近くが経過し、いたるところで経年劣化による傷みが発生している。特に施設内各所で雨漏りやボイラー配管等からの水漏れが発生しており、天井板の一部が崩落している箇所もあるなど、衛生面だけではなく施設の安全性も確保されていない。また、病室や通路、浴室などは十分な広さが保たれているとは言いがたく、患者の快適性の確保のみならず、看護・介助などの業務にも影響が懸念されるなど、総じて病院施設としてのアメニティは老朽化により低迷している。

(5)、病院給食。現地視察時に病院給食の試食を行った。提供されている給食については、食材を細かく刻んだり、やわらかく煮込むなど、患者が食べやすいような配慮がなされており、患者の病状によって味つけも変更するなど、きめ細やかな対応がなされている。また、視力の弱い方がご飯の食べ残しに気づけるよう、食器の色を変更するなど、患者の視点に立った工夫もなされている。

(6)、院長との懇談。院長と懇談を行い、町立病院の現状や課題、看護師及び看護補助者(ヘルパー職)等医療スタッフの確保、今後の方向性等について意見交換を行った。

(7)、委員会の意見。町長の病院経営継続の表明から1年が経過したところであるが、本委員会では、町立病院の現状や課題を踏まえ、次のとおり提言する。①、早期の改築基本方針策定

町立病院の施設については、前述のとおり老朽化により十分な安全性が確保されておらず、改築は先送りが許されない喫緊の課題であることから、1日も早い改築を実現するため、専門部会からの提案を待つのではなく、強いリーダーシップのもと、町長みずからが将来の町立病院のあるべき姿について町民、議会、院長と意見を交わし、早急に改築基本方針を示すことが望まれる。②、情報共有と町民参加。経営継続、改築基本方針策定の表明以降、議会はもとより町民に対しても議論の経過等の情報提供がなされておらず、町民や議会の意見を聞く機会も設けられていないのが現状である。検討段階から町民や議会の意見に耳を傾け、その要望を踏まえ費用がどれだけかかるかも含めた徹底的な議論をしてこそ、町民に愛される、町民が安心して命を預けられる病院の姿が見えてくるものであることから、自治基本条例の基本原則にのっとった情報共有と町民参加が望まれる。③、長期的展望に立った方向性。町長の政策判断により病院経営の継続が決定されたものの、財政健全化に向けた道程のさなかにあり、町政の課題は山積している、その課題に正面から向き合い、20年、30年先の人口減少社会を見据えた「まちづくり」の方向性を明確にし、国が示す新たな公立病院改革ガイドラインや北海道が策定する「地域医療構想」の動向等も踏まえながら、近隣の大規模病院や町内医療機関と連携を図り、地域包括ケアの中心的役割を果たしていくことが望まれる。また、町民の生命を守り、安心な暮らしを引き受ける覚悟が期待されており、それにこたえるべく、白老町における医療の目指すべき方向、病院改築のあり方を示すべきである。以上であります。

○議長(山本浩平君) 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、報告願います。

[広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇]

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、分科会、①、産業厚生分科会、町立病院を守る友の会との懇談。

(2)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりです。

7、調査報告。本委員会は、所管事務調査として、町内活動団体との懇談、議会広報の編集・発行及び広報広聴の調査・研究等が終了したことから次のとおりその内容を報告する。

(1)、産業厚生分科会。産業厚生分科会は、町立病院を守る友の会との懇談を実施した。なおその内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

(2)、小委員会。小委員会は、議会広報第153号の編集・発行、広報広聴の調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。広報広聴の調査・研究では、8月19日に札幌で開催された議会広報研修会に参加し、住民に読んでいただくための「議会広報誌の表現基本」をテーマに、議会広報の基本と編集技術を学ぶことができた。1、住民にわかりやすく情報訴求するための紙面配置か。2、住民に読んでいただくための紙面編集の工夫は。3、住民にわかりやすい紙面編集か。4、見やすい紙面表紙か。等々、読んでいただくための情報理解を視覚的に捉える工夫の必要性を感じることができた。議会の活動内容が、住民に伝わるまでが議会活動であるとするならば、どんなにすばらしい議会活動も、それを住民が知らなければ評価はなきに等しいことを再認識したところである。また、「議会広報」編集の基本姿勢としては、「住民が読むもの」を念頭に、一般住民との間にある「情報格差」を考慮した企画・編集と議会の活動を身近に感じる読者本位の編集（正確で簡潔・わかりやすい記事・正しい表記）が大切であることはもとより、写真やイラスト、表組・グラフなどを用いながら、読者の視覚を引きつける広報編集の必要性を強く感じたところである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま、それぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質問がございませんので、これをもって報告済みといたします。

◎政策研究会の報告について

（新しい予算編成方法に関する政策研究会）

○議長（山本浩平君） 日程第20、政策研究会の報告について、調査結果の報告を求めます。
新しい予算編成方法に関する政策研究会、氏家裕治座長お願いいたします。

〔政策研究会座長 氏家裕治君登壇〕

○政策研究会座長（氏家裕治君） 政策研究会の調査報告について。

本政策研究会は、白老町における新しい予算編成方法に関する政策研究を終了したので、その結果を次のとおり報告する。

1、設置目的。本政策研究会は、本町の厳しい財政状況をかんがみ、将来の財政負担に配慮しながら、限られた財源を効率よく配分し必要な行政サービスを提供することが必要となっていることから、新しい予算編成方法を研究するとともに、議会による予算審議の充実を図るため設置する。2、委員名、3、説明のために出席した者の職・氏名、4、参考人の職・氏名、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、調査日程は記載のとおりであります。

7、調査研究の概要及び提言。本政策研究会では、新しい予算編成方法のあり方について、大きく4つの視点から調査研究を進めてきた。それぞれの項目に関する概要は次のとおりである。

(1)、予算審議の活性化・充実。予算審議の活性化・充実を図るため、議員の政策立案能力の向上と意識改革、さらに議論を尽くす仕組みづくりとして、予算案の事前説明の持ち方、予算提案方法や審議方法の見直しといったことが課題として挙げられた。

(2)、予算編成過程における議会のかかわり方。予算編成過程における議会のかかわり方では、コンクリートされる前に意見を反映する方法、予算と決算の連動性などが課題として挙げられた。

(3)、予算編成の仕組み・会計システムの見直し。予算編成の仕組み・会計システムの見直しでは、将来を見通した予算編成、責任を明確化する予算編成、活力を与える予算編成のあり方が課題として挙げられた。

(4)、町民参加、情報共有。町民参加、情報共有については、広報の充実（町民にわかりやすい予算審査、報告の方法）、公聴（町民意見をくみ取る場）の充実、町民の主体的な参画（協働のまちづくり意識の高揚）が課題として挙げられた。これらの課題を解決するための取り組みについては、委員間で活発な議論が交わされ、中長期的な取り組みから早期に実現可能と考えられる取り組みまで、さまざまな視点から研究を行ったものであり、以下にその取り組みを列記する。

「議会での模擬的な予算編成の実施」・「審議機関や制限等の見直し」・「政策検討会議の設置」・「平成27年予算審査時に提出された事業説明資料の対象拡大」・「予算編成前、編成途中での協議の場の設置」・「事業評価結果（成果、課題）の検証」・「議会による事業仕分けの実施」・「予算編成前に議会側からの事業提案、改善提案及びその検討結果のフィードバック」・「複式簿記の導入に向けた体制づくり」・「ライフサイクルコストの明確化」・「基金積み立ての事業化」・「町民からの提案事業を予算化する仕組み」・「総合計画策定時の議会としてのかかわり方の研究」・「予算編成過程（事業のランクづけ等）の公開」・「町内会連合会（まちづくり懇談会等）の活用、連携」・「町民アイデアの募集」。これらの検討結果を踏まえ、本研究会として下記事項を提言する。総合計画実施計画に基づいた予算編成の徹底。予算審査、決算審査の常任委員会化。

8、まとめ。本研究会では、これまで18回にわたる会議行い、委員間での議論のほか、行政側との意見交換、先進地視察の実施、有識者や代表監査委員の講話など、さまざまな視点から、

新たな予算編成方法のあり方、議会による予算審議の充実についての調査研究を行ってきた。

行政側においても、予算審査時における新規事業説明資料の提供や決算書及び主要施策等成果説明書の様式変更など、議論を深めるための取り組みが進められていることは大いに評価するものであり、本研究会の取り組みもその一助となったものと自負するところであるが、今後においても、予算審査、決算審査における提出資料のさらなる充実を期待するものである。

新たな予算編成方法のあり方を考える上で、二元代表制の一翼を担う「議会」として、多様な町民の想いを受けとめ、議論した上で、民意として行政側に意見を提示する「提案する議会」を志向するとともに、「議員」としても、政策立案能力の向上や意識改革に努め、町民の負託にこたえることが必要不可欠であります。予算編成は、「しあわせを感じるまち」を実現するための手段であり、本調査項目は、安定した町政運営にとって非常に重要な事項である。住民ニーズを捉え、いかにして予算編成として実現させるか、その手法は議会・行政どちらにとっても研究の余地が残されており、今後も議会と行政が新しい予算編成方法のあり方について議論を深めていくことが重要である。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま、政策研究会氏家座長から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 質問ということではなく、本当に2年半ぐらいかけて議論されたということについては、意味深かったのかなと思います。その中で二元代表制という言葉も入っていました。当然、首長と議会は対等だという立場の中でこの論点が繰り広げられてきたのかなと思います。

私も神原先生の講演を聞かせていただきました。そういう中で二点ほどどういう議論をされて、どういう結論、提言ですから結論なのかどうかわかりませんが、細かくは言いません。大まかなものの考え方で、これはその取り組みを列記するというところで取り組みした中で、2番目に「審議期間や制限等」の見直しとあります。これは内容聞かなければわかりませんが、これまでの決算、予算の委員会の質疑の取り扱い等々についても、かなり消化不良の部分があります。3回という中で言葉悪いですが、3回すれば内容を別として終わりという部分が広がって、これまで議会でも議論されていましたが、解決されていませんけども、この部分はそういう含みを言った「審議機関や制限等の見直し」と。言論の府でありますからね、そういう視点で取り組みされたのかということでもあります。

それと、最後の提言するという部分。これは二つに絞って焦点化されたということはいいことだと思います。この2点は非常にこれまで敬遠されていますし、総合計画実施計画に基づいた予算編成の徹底、栗山町は議会基本条例の中でもちゃんとうたっていますけども非常にいいと思うのです。予算審査、決算審査の常任委員会化、これもいいと思います。ただ、提言されますけども、本当に前回も議会改革の課題でしたけれど、具体的にこの政策研究の中でどうしたらいいのだろう、どういうことを議員や議会がやるべきか、そういう行動的な指針というか、

こういうふうに行いましょうとか議員がしなければいけない、そういう部分の議論をされていたのかどうかを伺います。

○議長（山本浩平君） 氏家裕治座長。

○政策研究会座長（氏家裕治君） ここに列記された部分は、政策研究会の中でさまざまな視点から考えられた部分が列記されてます。ですから今前田議員が言われたとおり、今までの予算、それから決算、この中で皆さんそこで本当にしっかりした審議ができていたかという、今のしぼりの中ではなかなか厳しいものがあります。ですからそういったものも含めて、最終的に出てきますけども予算審査、決算審査の常任委員会化ができると、例えば予算執行中でもその中で新規事業についての進ちょく状況だとか、さまざまな観点で議論ができるということがあります。ただし、こちら提言としては出ささせていただきましたが、予算審査、決算審査の常任委員会化を進めようとする、たぶん今の議員数ではちょっと厳しいのではないかとということもここには書いてませんが、そういった議論も出ておりました。確かに、これからの議論として前田議員がいわれるように、予算それから決算についてもっと深いところでの議論ができる体制をとるには、たぶん今の議員の定数ではできないかもしれません。もしやろうとしても大幅な時間がそこに追加されると。そういった仕組みも今後の一つの課題として、議会としてどう取り組んでいくのかということが問われるというふうを考えております。

もう一つの総合計画実施計画に基づいた、予算編成の徹底というところがございます。これは前田議員も神原先生の講演も聞いていて多分そういった形で理解されていると思いますが、我々も今回この新しい予算編成の議会がどうかかわっていくのかと考えたときに、予算というのはあくまでも総合計画に則って進められるべきものだとということで、やはりそのところについての徹底した管理、それからチェック体制、そういったものを深めていくためにはこの総合計画実施計画に基づいた予算編成がしっかりなされているかどうかということを見ていく必要があるだろうと。そういったものも含めて今の体制の中で果たしてそれができるかどうかということが、もっと深いところまでいきたかったのですが今回の任期中ではそこまでいけなかったと。今後、新たな議会の中に期待するところでもありますけども、今回2年半近くに渡ってその中にはさまざまな議会としての取り組みもあった中で、この政策研究会ができたということは、私なりに本当に勉強させてもらったと思っておりますし、今後の白老町の議会にとってもまたそういった流れにつながっていくのではないかなと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 本当にご苦労さまでした。私も1議員として改選期ですので次はわかりませんが、この提言をしかと身に付けて、もし機会があればこういう形で質問の内容の充実を図っていきたいということでいい提言ありがとうございました。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第21、議長から諸般報告をいたします。

皆様には前もって、要望書等3件、また、本日1件を配布しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものでありますので、議員各位におかれましては、その趣旨を十分ご理解いただきたいと思ひます。

◎閉会の決定

○議長（山本浩平君） 日程第22、閉会についてお諮りいたします。

平成27年白老町議会第1回定例会の定例会は、会期を9月30日までとしているところであり、付議された案件並びに予定の委員会調査は全て終了いたしました。

よって、会議規則第4条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（山本浩平君）

以上をもって平成27年白老町議会第1回定例会を閉会いたします。